

衆議院農林水産委員会ニュース

平成 27. 6. 17 第 189 回国会第 18 号

6 月 17 日（水）、第 18 回の委員会が開かれました。

1 農林水産関係の基本施策に関する件

- ・林農林水産大臣、あべ農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

佐々木 隆 博君（民主）

- ・政治家が土地改良事業団体連合会等の役員に就任しないよう求める旨の通知発出後、関係団体の代表を務める国会議員の数はどう推移したか。
- ・直接支払の支出額の推移はどのような状況か。また、どのような施策が直接支払として分類されるのか。
- ・新たな食料・農業・農村基本計画の農村振興施策や「魅力ある農山漁村づくりに向けて」（平成 27 年 4 月、農林水産省）に基づく施策は地方創生とどのような関係があるのか。また、具体的にはどのように取り組むのか。

松 木けんこう君（維新）

- ・政治家自身が出席する予定がない政治資金パーティーを主催することについて、農林水産大臣及びあべ農林水産副大臣はどのように考えるか。
- ・山田俊男参議院議員の政治資金パーティーの開催回数に

ついて、農林水産大臣及びあべ農林水産副大臣はどのような印象を持つか。

- ・政治資金パーティーの対価の支払について定めた政治資金規正法第 22 条の 8 の趣旨は何か。

畠 山 和 也君（共産）

- ・大臣規範において、大規模な政治資金パーティーの開催自粛が求められているが、農林水産大臣は 2013 年に政治資金規正法上の特定パーティーを 5 回開催していることについてどのように考えるのか。
- ・米国議会下院において T P A 法案と共に審議されている T A A 法案の再採決が 7 月 30 日まで延期するとされたが、政府はどのように認識しているのか。
- ・米国議会における T P A 法案採決の見通しが立たない中、我が国として T P P 交渉に固執することは考え直すべきではないか。

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第 71 号）

農業協同組合法の一部を改正する法律案（岸本周平君外 3 名提出、衆法第 21 号）

- ・林農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

石 田 祝 稔君（公明）

- ・一般の農協法改正による農協の組織形態の変更に伴う税負担の増大について農林水産大臣はどのように考えているのか。
- ・改正農協法において准組合員をどのように位置付けるのか。
- ・秘密保持義務が課せられる農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬についてどのように考えているのか。

重 徳 和 彦君（維新）

- ・一般の農協法等改正の趣旨について農林水産大臣はどのように考えているのか。

- ・農協の准組合員数が正組合員数を上回ることによる問題点について農林水産大臣はどのように考えているのか。
- ・農協の営農指導部門の赤字を信用・共済事業の収益で補填していることについて、准組合員に十分な説明責任を果たしているのか。

松 木けんこう君（維新）

- ・改正法施行 5 年後の検討・見直しまでに行う正組合員と准組合員の事業利用実態の調査の在り方及び検討の具体的な時期の見通しをどのように考えているのか。
- ・買物弱者に対して農協が果たす役割について、改正法施行 5 年後の検討・見直しまでに行う調査対象に含めるべきではないか。

- ・現場の農業者の声を施策に反映させるために、農業委員会の意見の公表等についての規定を残すべきではないか。

畠山和也君（共産）

- ・ロシア 200 海里水域における我が国漁船によるロシア系さけ・ますの漁獲に関する「日ロさけ・ます漁業交渉」

の協議経過はどのようなものであったのか。

- ・農地利用最適化推進委員の定数に係る基準については、政令で定めるとされているが、どのような基準を定めるつもりか。
- ・農地を所有できる法人の議決権要件の緩和は、農林漁業者が主体的に取組を行うという 6 次産業化の根本を危うくするのではないか。